

2027年日本ラリー選手権規定

※下線部：変更箇所

2027年規定	2026年規定
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 目的 一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は、<u>2027年</u>（以下「当該年」という。）のラリー競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本ラリー選手権規定を制定する。 第2条～第5条 （略）	第1条 目的 一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は、<u>2026年</u>（以下「当該年」という。）のラリー競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本ラリー選手権規定を制定する。 第2条～第5条 （略）
第2章 全日本選手権	第2章 全日本選手権
第6条 （略） 第7条 参加車両 1. 当該年のJ A F国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定める以下の車両とする。 1) R R N : ラリーR R N車両 2) R J : ラリーR J 車両 3) R P N : ラリーR P N車両。同一車両型式の最も古いJ A F登録年が2006年1月1日以降の車両のみ資格を有する。 4) A E : ラリーA E車両 2. 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。）第34条第1項に基づく臨時運行許可を得た、R R Nを除くF I A公認車両。 <u>なお、F I A公認失効後8年以内の車両を含むものとする。</u> 3. 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。）第34条第1項に基づく臨時運行許可を得た、当該年の国際モータースポーツ競技規則付則 J	第6条 （略） 第7条 参加車両 1. 当該年のJ A F国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定める以下の車両とする。 1) R R N : ラリーR R N車両 2) R J : ラリーR J 車両 3) R P N : ラリーR P N車両。同一車両型式の最も古いJ A F登録年が2006年1月1日以降の車両のみ資格を有する。 4) A E : ラリーA E車両 2. 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第1項に基づく臨時運行許可を得た、R R Nを除くF I A公認車両。 3. 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第1項に基づく臨時運行許可を得た、当該年の国際モータースポーツ競技規則付則 J

項 2 5 2 条および 2 5 3 条の安全要件・一般事項等に基づく A S N 公認または承認車両。

4. 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。）第 34 条第 1 項に基づく臨時運行許可を得た、当該年のラリー車両規定 R R N 車両に基づく車両で一時抹消登録（※）済の車両。

※：所定の手続きにより、自動車登録番号標および自動車検査証を返却した車両。

5. 全ての参加車両は以下の条件をすべて満たさなければならない。

- 1) 当該自動車製造者発行のカタログ、パンフレット等に掲載されている車両全高を車両全幅で割った数値が、1.04 未満であること。
- 2) アクセルペダルとブレーキペダル、クラッチペダル（ある場合）の操作面全体が、前輪外縁の最前部よりも後ろに位置していること。
- 3) 6 点式の F I A 公認安全ベルトを装備していること。

第 8 条 クラス区分

参加車両は下表の通りクラス区分される。

クラス 1 (J N-1)	気筒容積が 2, 5 0 0 cc を超える 4 輪駆動とし、R R N を除く F I A 公認車両、および国際モータースポーツ競技規則付則 J 項 2 5 2 条および 2 5 3 条の安全要件・一般事項等に基づく A S N 公認または承認車両
クラス 2 (J N-2)	気筒容積が 2, 5 0 0 cc 以下で 2 輪駆動の、F I A 公認車両、および国際モータースポーツ競技規則付則 J 項 2 5 2 条および 2 5 3 条の安全要件・一般事項等に基づく A S N 公認または承認車両、 <u>上記第 7 条 4. に基づく一時抹消登録済の車両</u> 当該クラス単独で、同年日本ラリー選手権規定第 4 条 1. に定める成立台数に満たない場合は、競技会ごとにクラス 1 と統合する。
クラス 3 (J N-3)	気筒容積が 2, 5 0 0 cc を超える R J および気筒容積区別なしの R R N

項 2 5 2 条および 2 5 3 条の安全要件・一般事項等に基づく A S N 公認または承認車両。

4. 全ての参加車両は以下の条件をすべて満たさなければならない。

- 1) 当該自動車製造者発行のカタログ、パンフレット等に掲載されている車両全高を車両全幅で割った数値が、1.04 未満であること。
- 2) アクセルペダルとブレーキペダル、クラッチペダル（ある場合）の操作面全体が、前輪外縁の最前部よりも後ろに位置していること。
- 3) 6 点式の F I A 公認安全ベルトを装備していること。

第 8 条 クラス区分

参加車両は下表の通りクラス区分される。

クラス 1 (J N-1)	気筒容積が 2, 5 0 0 cc を超える 4 輪駆動とし、R R N を除く F I A 公認車両、および国際モータースポーツ競技規則付則 J 項 2 5 2 条および 2 5 3 条の安全要件・一般事項等に基づく A S N 公認または承認車両
クラス 2 (J N-2)	気筒容積が 2, 5 0 0 cc 以下で 2 輪駆動の、 R R N 、F I A 公認車両、および国際モータースポーツ競技規則付則 J 項 2 5 2 条および 2 5 3 条の安全要件・一般事項等に基づく A S N 公認または承認車両 <u>※2026 年における暫定措置</u> 当該クラス単独で、同年日本ラリー選手権規定第 4 条 1. に定める成立台数に満たない場合は、競技会ごとにクラス 1 と統合する。
クラス 3 (J N-3)	気筒容積が 2, 5 0 0 cc を超える R J および気筒容積区別なしの R R N

クラス4 (JN-4)	気筒容積が1,500ccを超え2,500cc以下のR J、 R P N
クラス5 (JN-5)	気筒容積が1,500cc以下のR J、R P N (A T車含 む)
環境対応 クラス (JN-X)	駆動方式を問わず、気筒容積が2,500cc以下のA E

第9条 (略)

第10条 得点基準および選手権順位の決定

1. 得点基準

1) クラス別得点

選手権として成立した各競技で完走したドライバーおよびコ・ドライバーに対し、競技結果成績に基づき、第8条に定めるクラス別の順位に従って下記の表による得点を与える。

ただし、得点を得るためには、ドライバーはスペシャルステージの全てを自ら運転していなければならない。これを満たさない場合には得点は与えられず、次の順位以下を繰り上げて得点を与える。なお、これは選手権の得点の付与のみに関する定めであり、競技会の順位に影響を与えるものではない。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点

2) ～3) (略)

2. (略)

第11条 (略)

第3章 地方選手権

第12条～第13条 (略)

第14条 クラス区分

参加車両は気筒容積に基づき下記1. または2. のいずれかの方法に

クラス4 (JN-4)	気筒容積が1,500cc 超え2,500cc以下のR J、 R P N
クラス5 (JN-5)	気筒容積が1,500cc以下のR J、R P N (A T車含 む)
環境対応 クラス (JN-X)	駆動方式を問わず、気筒容積が2,500cc以下のA E

第9条 (略)

第10条 得点基準および選手権順位の決定

1. 得点基準

1) クラス別得点

選手権として成立した各競技で完走したドライバーおよびコ・ドライバーに対し、競技結果成績に基づき、第8条に定めるクラス別の順位に従って下記の表による得点を与える。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点

2) ～3) (略)

2. (略)

第11条 (略)

第3章 地方選手権

第12条～第13条 (略)

第14条 クラス区分

参加車両は気筒容積に基づき下記1. または2. のいずれかの方法に

よりクラス区分される。

1. クラス1 (JN-1) およびクラス2 (JN-2) を除いた全日本選手権と同クラス区分

2. 開催地域別に任意に設定されるクラス区分：

次の1)～3)の要件すべてを満たすことにより、クラス区分を任意に設定することができる。ただし、1)～3)の要件のいずれかでも満たすことができない場合は、上記1.の全日本選手権と同一クラス区分とする。

1) クラス区分は、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第1章一般規定第7条に定める気筒容積に加え駆動方式、動力源、変速装置等の区分に基づくものとし、最大6区分以内とすること。

2) 当該地域の地方選手権を構成するオーガナイザーすべての同意を得ること。

3) 上記1)および2)について、当該年の前年の11月15日までにJAFに申請すること。

第15条 地域区分

1. 地方選手権の地域区分は、下記の5地区に分割する。

JAF北海道ラリー選手権：北海道

JAF東日本ラリー選手権：青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、新潟、長野、山梨、群馬、栃木、茨城、埼玉、東京、神奈川、千葉

JAF中部・近畿ラリー選手権：静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、大阪、兵庫、滋賀、京都、奈良、和歌山

JAF中四国ラリー選手権：岡山、鳥取、島根、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛

JAF九州ラリー選手権：福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

2. 各地方選手権は原則として、上記に区分された当該地区内にすべての行程が設定されなければならない。

第16条 得点基準および選手権順位の決定

1. 得点基準

よりクラス区分される。

1. クラス1 (JN-1) を除いた全日本選手権と同クラス区分

2. 開催地域別に任意に設定されるクラス区分：

次の1)～3)の要件すべてを満たすことにより、クラス区分を任意に設定することができる。ただし、1)～3)の要件のいずれかでも満たすことができない場合は、上記1.の全日本選手権と同一クラス区分とする。

1) クラス区分は、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第1章一般規定第5条に基づき、最大6区分以内とすること。

2) 当該地域の地方選手権を構成するオーガナイザーすべての同意を得ること。

3) 上記1)および2)について、当該年の前年の11月15日までにJAFに申請すること。

第15条 参加資格

1. 地方選手権の地域区分は、下記の5地区に分割する。

JAF北海道ラリー選手権：北海道

JAF東日本ラリー選手権：青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、新潟、長野、山梨、群馬、栃木、茨城、埼玉、東京、神奈川、千葉

JAF中部・近畿ラリー選手権：静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、大阪、兵庫、滋賀、京都、奈良、和歌山

JAF中四国ラリー選手権：岡山、鳥取、島根、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛

JAF九州ラリー選手権：福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

2. 各地方選手権は原則として、上記に区分された当該地区内にすべての行程が設定されなければならない。

第16条 得点基準および選手権順位の決定

1. 得点基準

選手権として成立した各競技会で完走したドライバーおよびコ・ドライバーに対し、競技結果成績により、第 14 条に従って設定されたクラスごとに、下記の表による得点を与える。

ただし、得点を得るためには、ドライバーはスペシャルステージの全てを自ら運転していなければならない。これを満たさない場合には得点は与えられず、次の順位以下を繰り上げて得点を与える。なお、これは選手権の得点の付与のみに関する定めであり、競技会の順位に影響を与えるものではない。

順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位
得点	20 点	15 点	12 点	10 点	8 点	6 点	4 点	3 点

2. (略)

第 4 章 一般規定

第 17 条～第 22 条 (略)

第 5 章 規則の施行

第 23 条 (略)

第 24 条 本規定の施行

本規定は、2027 年 1 月 1 日から施行する。

以上

選手権として成立した各競技会で完走したドライバーおよびコ・ドライバーに対し、競技結果成績により、第 13 条に従って設定されたクラスごとに、下記の表による得点を与える。

順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位
得点	20 点	15 点	12 点	10 点	8 点	6 点	4 点	3 点

2. (略)

第 4 章 一般規定

第 17 条～第 22 条 (略)

第 5 章 規則の施行

第 23 条 (略)

第 24 条 本規定の施行

本規定は、2026 年 1 月 1 日から施行する。

以上